

部活動運営基本方針

須賀川市立仁井田中学校

1 目的

- (1)活動を通して、体力・精神力・協調性を養う。
- (2)趣味や教養を深めるとともに、学年・学級の枠を超えた幅広い交友関係の中豊かな人間性を形成する。
- (3)対外的な試合や行事、競技やコンクールに参加することで視野を広めるとともに、個人及び集団としての技能の向上のため意欲的に努力する姿勢を育てる。
- (4)競技上のマナーや活動において、日常的な礼儀作法を身につけ、合わせて施設や用具などを大切に扱う心を育てる。

2 方針

- (1)生徒全員の参加とし、3年間活動することを原則とする。
- (2)部の設置については、施設・設備、指導者や部員数などを考慮し、必要に応じ休部・廃部・新設の対応を行う。
- (3)部の選択については、全ての大会及び学級活動などにおいて部活動の意義や目的、主な活動などの説明をし、保護者と十分に相談した上で加入の手続きをとらせる。
- (4)生徒理解を深め、個性や特性を伸ばして、生徒指導の推進に努める。
- (5)顧問は、部活動運営方針及び毎月の練習計画を作成し、生徒に配付する。
- (6)原則として週2日の部活動休養日を設ける。(水曜日と土日のいずれかの2日間を原則)
- (7)練習時間は、平日2時間、休業日は3時間を上限とする。(準備・片付けの時間を含めない)

3 実施計画

(1)開設する部活動と活動場所

	常設				特設		
	活動場室	部活動名	男女		活動場所	部活動名	男女
常設	校庭	野球	男女	常設	仁中体育館	卓球	男子
		サッカー	男女		仁中体育館 および 地域体育館	バレーボール	女子
		ソフトテニス	男女			バスケット	女子
					バドミントン	女子	
	音楽室	合唱	男女	特設	陸上競技	男女	
	美術室	美術	男女	特設	駅伝競走	男女	

(2)活動時間

①平日(いずれも帰りの学活終了からの終了時間)

3～9月	10月	11～1月	2月
18:30	18:00	17:30	18:00

※職員会議の際は、部活動を実施しない。

※終了時間は、校門を出る時間であり、活動終了の時間を考慮して約15分前とする。

②部活動休養日について

- ・原則として週2日の部活動休養日を設けることとする。
(水曜日と土日のいずれかの2日間を原則とする) ※学校の行事等により、変更もある。
- ・大会等への参加があった場合は、翌日の月曜日等を部活動休養日とする。

- ・ 3連休の際は休日1日を部活動休養日とする。(週2日の部活動休養日は厳守する)
- ・ 5連休以上の休日は3日に1日は休養日とするが、各部の実態によって休養日の設定は顧問に任せる。

③休日の部活動について

- ・ 顧問の計画に応じて、午前または午後には半日程度の活動を基本とする。
- ・ 場所、時間、指導者については休日前に部活動計画一覧に記入し、校長の許可を得る。
- ・ **土日、2日続けて練習試合は行わない。**
- ・ 土日が大会等で休養日を設定できない場合は、平日に休養日を入れるか翌週の土日を休みとするなどの配慮をする。

④部活動の休止及び停止について

- ・ 定期テストは**3日前(中間テストは2日前)**から、活動休止とし、学習時間にあてる。
- ・ 実力テストにおいては、前日の部活動と当日の朝練習はなしとし学習時間にあてる。また、成果テストおよび学力テストについては、当日の朝の練習はなしとする。(チャレコンは除く)
- ・ 入学式や卒業式、始業式や終業式の日には部活動を休止とする。また、授業参観日や岩教研小・中教研教科部会及び教科外部会においても(加入していない教諭の部活動であっても)全部活動を休止とする。
- ・ 仁井田地区小・中一貫研究会の日には部活動を行わない。

※ただし、当該日から7日以内に大会がある場合は、以下の条件を満たすことにより実施可能とする。

4つの◎

◎保護者の同意を得る。◎校長の許可を得る。◎他の先生方に周知を図る。(事前に計画書を企画委員会に提案して教務に次週の行事計画に入れる。) ◎会議の際の活動内容を考慮する。

⑤活動時間の延長

- ・ 放課後に時間を延長して練習する場合は、校長に主旨を説明し許可を得た後、さらに保護者の承諾を得た上で活動する。(ただし、18:30を過ぎない範囲で行う)
- ・ **早朝練習は特設部のみの活動とし、顧問がつくことを原則とする。7:15の開始で、8:00には教室に戻れるように終了する。**
- ・ 生徒の負担にならない時間帯と期間を設定する。
- ・ 夕方の帰宅に関しては安全に配慮し、生徒を確実に帰してから退勤する。

(3)指導における留意事項

- ①生徒の荷物は活動場所に整然と置かせ、教室に戻ることがないようにする。
- ②練習には必ず顧問教師がつく。つけない場合は他の教師や隣合う部活動顧問に依頼するか、活動しない。
- ③早朝練習は、必ず顧問が来てから活動を始める。開始前の準備は進めてよいが、7:00前に登校することがないように配慮する。
- ④早朝練習に参加する場合は、ジャージ登校を認める。ただし、朝の短学活前には制服への着替えを終了させる。
- ⑤顧問は部活動の終了に必ず立ち会い、指導後の生徒下校の確認を行ってから退勤する。下校は運動着のままでもよい。
- ⑥疲労によるけがの発生や、学力の低下・学習時間の減少が起こらないよう配慮する。
- ⑦練習場や用具の整理整頓を確認する。
- ⑧鍵の取り扱いは、顧問が責任をもつ。体育館の戸締まりは、最終の使用部の顧問が行う。
- ⑨部活動ごとに、活動計画等の通信を家庭に配付する。
- ⑩各種大会や練習試合などに参加する場合は、必ず参加計画を作成し教職員や保護者に配付する。
- ⑪生徒会の会計以外に部費を徴収する場合は、その用途ならびに決算を明確にするとともに、経済的負担が大きくなるよう配慮する。保護者会の会計は、保護者代表が行う。
- ⑫団体登録料、中体連の大会における参加料(県大会以上の団体および個人)、協会主催大会への団体参加料、特設部の個人登録については、体育文化後援会から支出する。協会主催の個人参加費は自己負担とする。ただし、新人県大会については学校の事務と協議する。
- ⑬事故やけがの防止には細心の注意を払い、発生した場合は、教育計画に則って速やかに処理する。
- ⑭部活動の諸問題、企画や計画の変更等については部活動顧問会議を開催し、協議した上で改善を図る。
- ⑮会議の際は、ミーティングや事故・けがの発生のおそれのない程度の軽運動とする。
- ⑯部の活動のための集合時間については、活動開始時刻の10~15分前程度とする。休日の練習などにおいては、原則として顧問が到着するまでは、安全や管理の面から練習や校舎内への立ち入りをさせない。